2025 年度

SGT　活動レポート

東大院生と法の世界を見てみよう!

8 月 21 日（木）の放課後、東京大学法科大学院院生を講師に SGT 東大院生と法の世界を見てみよう!が開催されました。中学生 2 名、高校生 12 名、教員 2 名の計 16 名が参加し、視聴覚室で行われました。今年は、サブタイトルに「大人になるってどういうこと?〈成年年齢及び契約〉」と題して成年・未成年による法律上の定義について学びました。民法 4 条には「年齢十八歳を持って、成年とする」という規定があります。では成年と未成年とでは何が違うのかということになりますが、未成年は「保護者の同意なく法律行為をすることができない」と民法 5 条 1 項に書かれています。法律行為とは、商品の売買契約も含まれることになります。高校生の中にはメルカリで商品の売り買いをしている生徒もいるようですが、これは「法定代理人の同意」が必要になります。これは未成年の判断能力が未熟であると考えられることや未熟さに乗じて不当な契約を結ばせることを防止するためでもあります。保護するために規制をかけることを「パターナリズム」と言いますが、もし未成年が保護者の同意を得ずに勝手に契約を結んだ場合はどうなるのかといったところから主に賃貸借契約について学びました。日本では明治 9 年以来、成年年齢は 20 歳でしたが、これが 18 歳に引き下げられたました。その理由として「若者の自己決定権を尊重」し、「積極的な社会参加を促す」ためであると考えられています。普段はあまり意識することのない契約についての講義は、中学 3 年生にとっては、公民の教科書で学ぶ内容よりも少し難しかったかもしれませんが、高校生にとっては公共で学んだことの復習になったようです。18 歳なんてまだ先のことと思っている高校生も在学中に 18 歳になる生徒もいます。高校生であっても参政権も与えられ、民法上は成人とみなされます。大人になることの法的な意味を深く考えさせられた講義でした。

成年年齢はなぜ 18 歳となったのか、問いかけています。

法務省の HP からの引用を交え 18 歳成年となった理由を説明し

契約について、賃貸借関係を例に考えます。

解約の申し入れが認められる場合について、考えます。

契約について、グループワークで考えます。

売買契約と賃貸契約との違いについてグループで考えます。

ペット禁止の住宅でペット飼育した場合について考えます。

民法の基本原理から今回の講義について振り返ります。

講義のあと東大院生に直接質問をしている生徒がいました。頼もしいですね。